

食品営業を行う皆さんへ

手続きの流れ

- 1 営業相談
 - 施設の平面図（設備の配置・寸法の記入されたもの）を持参のうえ、必ず着工前に相談してください。
※調理（製造）室は家庭用の台所と共用できません。
- 2 水質検査
 - 井戸水等の自家水を使用する場合には、水の滅菌装置を設置し、年に1回以上水質検査を受けて飲用に適する水であることを確認する必要があります。
 - 保健所の水質検査を希望する場合、検査日程を確認のうえ、事前に専用の採水ビンを借りてください。
- 3 工事開始
 - 図面上の営業相談が終了してから、工事を開始してください。工事中に設備の配置等に変更が生じた場合は、その都度保健所に相談してください。
- 4 申請手続
 - 検査希望の概ね1週間前までに下記の書類を提出してください。

- | | | |
|--|---|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 営業許可申請書 | } | 営業相談終了後、様式を配布します。 |
| <input type="checkbox"/> 営業施設の図面 | | |
| <input type="checkbox"/> 営業設備の概要 | | |
| <input type="checkbox"/> 許可申請手数料（県証紙で納付、金額は次頁参照） | | |
| <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者*の資格書類 | | |
| <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本1通（法人の場合のみ、過去6か月以内の原本） | | |
| <input type="checkbox"/> 水質検査成績書（自家水を使用する場合） | | |
| <input type="checkbox"/> 車検証の写し（キッチンカーの場合のみ） | | |

※食品衛生責任者になるためには資格要件があります。有資格者不在の場合、養成講習会の受講申し込み（食品衛生協会釜石支会TEL0193-23-8311）をお願いします。

- 5 施設検査
 - 検査は、図面どおりに設備が配置され、電気ガス水道が通った状態で行います。
 - 検査日は、毎週火曜日、木曜日です。その他の日を希望する場合は、事前にご相談ください。
- 6 営業許可証
 - 施設検査の結果、施設基準に適合する場合、1週間程度で営業許可証が交付されます。

図面を設計しましょう

ステップ1 まず、以下①～③の事項について明確にしてください。

- | | | |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------|
| ①
どんな料理・製品を作るのか | ②
どのような調理・製造工程か
(原材料搬入から提供出荷まで) | ③
1日に何食調理・製造するか |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------|

ステップ2 ①～③が決まったら、以下の事項について検討してください。

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|---|
| ④
調理・製造には、どんな器具
機材が必要か | ⑤
調理台やシンク等はどのくらい
必要か(数・大きさ) | ⑥
原材料・器具類・資材・製品の保管庫は、
どのくらいの規模・容量があれば足りるか |
|------------------------------|-----------------------------------|---|

ステップ3 ①～⑥まで検討したら、施設基準を確認しながら図面案を作成しましょう。施設基準には「**共通基準**」と「**業種別基準**」があり、どちらにも合致するように設計してください。

図面案を持って相談にお越しく下さい

岩手県釜石保健所 環境衛生課 食品薬務チーム TEL 0193-27-5523

※食品営業に関する相談日は、毎週水曜日です。必ずお電話のうえ、お越しく下さい。

前記以外の日につきましては、担当職員が不在の場合が多く、対応できない場合がございます。

あらかじめご了承願います。

申請手数料等

○営業許可申請手数料※

手数料	業種
30,000 円	複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業
23,000 円	乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚介類競り売り営業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、添加物製造業、食品の放射線照射業、水産製品製造業、液卵製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業
18,000 円	飲食店営業、酒類製造業、みそ又はしょうゆ製造業 (「キッチンカー」「屋内簡易食品」は飲食店営業の区分に該当します。)
16,000 円	菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、食品の小分け業
11,000 円	集乳業、食肉販売業、魚介類販売業
10,000 円	自動販売機(調理の機能を有する自動販売機による営業)

※岩手県収入証紙で納付ください。申請後は手数料を返却できませんのでご了承ください。

○水質検査手数料(自家水を使用する場合): 化学検査 5,130 円+細菌検査 3,340 円= 計 8,470 円



メモ欄